

市第 134 号議案

横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定

1 趣旨

市長が、公務・政務を問わず、様々な機会やネットワークを効果的に活用することで、重要施策の実現や円滑な市政運営を確保するため、地方公務員法に規定されている特別秘書を設置できるよう、新たに条例を定めます。

■特別秘書の設置根拠

特別秘書は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき条例で指定する職で、条例の定めにより市長との特別な信頼関係に基づき任用され、市長を補佐する常勤特別職の秘書です。

特別職のため、地方公務員法の適用は受けず、政治的行為の制限が少ないことが特徴です。

【参考：地方公務員法（抜粋）】

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員（～略～）の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
(この法律の適用を受ける地方公務員)

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（～略～）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

2 条例案の内容

指定する職：市長の秘書の職

定数：1 人（常勤）

任期：1 年（再任（更新）可能）

報酬：一般職の市長秘書との均衡を考慮し、本市の課長補佐相当とします。

【表：特別秘書報酬等一覧】

項目	金額等	備考
想定年収	約 800 万円	本市課長補佐級職員相当
給料月額	426,000 円	本市課長補佐級職員相当
地域手当	給料月額の 12%	一般職職員の例による
期末手当	4.00 月分	一般職職員の例による
通勤手当	支給	一般職職員の例による
退職手当	約 150 万円(4 年勤務の場合)	一般職職員（課長補佐級）の例による

★本条例の附則により「横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例」及び「横浜市退職手当条例」の一部改正を行います。

裏面あり

3 特別秘書の業務内容

特別秘書は、市長の「公務と政務の両面を有する業務」を中心とした秘書業務を行います。

具体的には、市政推進のために行う、

- ・ 政治的行事や会議に関する日程調整や随行
 - ・ 政党や政治団体などからの情報収集
- などの秘書業務を想定しています。

4 特別秘書の設置理由

一般職の市長秘書は、地方公務員法により政治的中立性が求められるため、市長が「公務と政務の両面を有する業務」を行う場合、一定の配慮を行う必要があることから、こうした業務を含め、市長の業務を、より効率的かつ円滑に行うため、特別秘書を設置する条例を定めます。

【参考1：政令市における条例制定状況】

政令市名	条例	定数	在籍人数	条例上の給料月額
仙台市	昭和26年3月5日施行	市長：3人	0人	640,000円以内で市長が定める
さいたま市	平成17年12月21日施行	定めなし	0人	480,000円
大阪市	平成24年2月1日施行	市長：2人	0人 ※	405,200円
岡山市	平成18年4月1日施行	市長：2人	0人	一般職職員の例による
		議長：2人	0人	一般職職員の例による

※ 当該条例を制定している政令市のうち、大阪市は、先日まで特別秘書が1人在職していました。

【参考2：主な都道府県における条例制定状況】

都道府県名	条例	定数	在籍人数	条例上の給料月額
東京都	昭和26年2月22日施行	知事：2人	0人	一般職職員の例による
		議長：2人	0人	
神奈川県	平成20年4月1日施行	知事：1人	1人	720,000円以内で知事が定める
愛知県	昭和26年5月31日施行	知事：1人	1人	一般職職員の例による
		議長：1人	0人	
大阪府	平成16年3月30日施行	知事：2人	0人	一般職職員の例による

※ 全国47都道府県のうち、24都道府県で条例を制定し、7県で、知事の特別秘書が在籍しています。